

ダリヤ Pay カード再発行実施要項

(目的)

第 1 条 本要項は、川西町が発行するダリヤ Pay カード（以下「カード」という。）の紛失、盗難、破損、汚損等に伴う再発行の手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(再発行の要件)

第 2 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カードの再発行を申請することができる。

- (1) カードを紛失した場合
- (2) カードが盗難に遭った場合
- (3) カードが破損または著しく汚損し、利用に支障をきたす場合
- (4) 磁気不良・IC チップの不具合等により、システムでの読み取りができない場合
- (5) その他、町長が特に必要と認めた場合

(申請手続き)

第 3 条 カードの再発行を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の手続きを行うものとする。

- (1) 「ダリヤ Pay カード再発行申請書」に必要事項を記入し、町へ提出すること。
- (2) 申請にあたっては、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）を提示すること。
- (3) 代理人が申請する場合は、前項の本人確認書類に加え、委任状及び代理人の本人確認書類を提示すること。

(再発行手数料)

第 4 条 カードの再発行に係る手数料は、400 円とする。ただし、第 2 条第 4 号のうち、利用者の故意または重大な過失によらない場合は、これを免除する。

(ポイントの引き継ぎ)

第 5 条 再発行に伴う旧カードから新カードへのポイントの引き継ぎ(移行)については、次のとおりとする。

- (1) 申請者が本人であることが確認でき、かつシステム上で旧カードのポイント残高が確認できた場合に限り、ポイントを引き継ぐものとする。
- (2) 前項にかかわらず、システム上のトラブルその他やむを得ない事由により残高が確認できない場合、ポイントの引き継ぎは行わない。

(旧カードの失効)

第 6 条 本要項に基づき新カードが発行された時点で、旧カードの効力は失われるものとする。

(免責事項)

第 7 条 本町は、カードの紛失または盗難から、再発行手続きに伴う利用停止措置が完了するまでの間に、第三者によりポイントが不正利用された場合であっても、その損害について一切の責任を負わないものとする。窓口の営業時間外（夜間、休日等）に紛失・盗難が発生し、利用停止手続きが行えなかった期間の不正利用についても同様とする。

附 則

本要項は、令和 8 年 7 月 2 1 日より施行する。